

勝山市消費者教育推進計画（案）についてのパブリック・コメントによる意見

番号	該当 ページ	意見・提言等	市の考え方	修正内容
1		※どこに記載すればいいのか迷いますが、消費生活相談や悪徳商法についていろいろ記載がありますので、下記記載のような内容をどこかに入れることはできないでしょうか。 昨年当区において「ハイハイ商法」の被害がありました。私も家にいましたがわかりませんでした。（農作業中でしたはずかしいことでした） 参加者全員高齢者でしたが、普通に生活できる方たちばかりでした。中部縦貫自動車道が開通したことにより、色々な方が勝山市を訪れるようになり、今までは平穏な田舎であってもこれからは注意が必要になってくるとの記載が必要ではないでしょうか。（数年間は注意喚起が必要に思われます）（当日購入した方が1名おられましたが、知人に相談して解約ができたそうです。）	昨年、住民の方からハイハイ商法実施の情報が消費者センターに寄せられ、関係機関に協力を依頼し被害防止に向けた対応をいたしました。 ご意見のとおり、今後も各地域等での出前講座を実施する中で、注意喚起を強化して、消費者教育を促進するとともに、関係機関との連携を図っていきたいと考えています。	修正なし